

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険指定を受けています。
事業者番号 (第-1372206993)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

【目次】

1.	法人概要	1
2.	事業所の概要	1
3.	事業所の職員体制等	2
4.	設備の概要	2
5.	運営の方針	2
6.	サービス内容	3
7.	サービス利用料金	4
8.	サービスの利用方法	7
9.	サービス利用に当たっての留意事項	8
10.	秘密保持	9
11.	賠償責任	9
12.	非常災害対策	10
13.	サービス内容に関する相談・苦情	10

当施設は、ご利用者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。
 施設の概要やサービス内容、ご利用いただく上でご注意いただきたい事柄について、以下のとおりご説明いたします。

※介護報酬改正や消費税率が変更された場合は、ご利用料金に変更があります事を予めご了承ください。

1 法人概要

法人名	社会福祉法人アストリー
所在地	東京都葛飾区宝町1丁目2番地9号
代表者	理事長 竹中 延公
電話/FAX	03-5654-8880 / 03-5654-8881
開設年月日	平成27年6月1日
業務の概要	<p>第一種社会福祉事業</p> <p>1. 特別養護老人ホーム アンブル宝町（定員：120名）</p> <hr/> <p>第二種社会福祉事業</p> <p>1. 老人短期入所事業 アンブル宝町ショートステイ（定員：20名）</p> <p>2. 老人デイサービス事業 アンブル宝町デイサービスセンター（定員：18名）</p> <p>3. 老人居宅介護等事業 アンブル宝町ケアサポートセンター</p>

2 事業所の概要

事業所名	アンブル宝町ショートステイ
所在地	東京都葛飾区宝町1丁目2番地9号
事業所指定番号	1372206993
管理者	皆川 理恵
電話/FAX	03-5654-8880 / 03-5654-8881
ホームページ	http://astory.jp/
事業実施地域 (通常の送迎実施地域)	<p>東京都葛飾区・江戸川区</p> <p>その他、原則片道30分以内の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎料金はサービス利用料金に含まれている ・上記区域を超えた送迎についても、別途送迎費は徴収しない

3 事業所の職員体制等（令和4年4月1日現在）

職 種	従事するサービスの種類	人 員
施設長（管理者）	事業の一元的な管理	1名
生活相談員	生活相談・介護計画書の作成 他機関等との連携	1名以上
介護職員	日常生活上の介護・支援	8名以上
看護職員	利用中の看護・事業所の衛生管理等	1名以上
機能訓練指導員	日常生活において必要な機能の維持・改善	1名以上
管理栄養士	食事の献立作成・栄養指導・衛生管理	1名以上
調理員	献立に従った調理全般	委託

4 設備の概要

入所定員	20名	
居室	20室 ※全室個室 (1室 13.5㎡)	1ユニット10室 各居室に洗面所設置あり
共同生活室	2室 (41.04㎡)	10名ごとに1箇所（ユニット型）
浴室	3室 (3.25㎡～19.25㎡)	一般浴・中間浴・共同浴室
	4室 ※特養フロア (17.5㎡)	チェア浴・寝台浴
便所	6箇所 (6.75㎡)	
医務室	1室 (44.4㎡)	1階
相談室	2室 (11.1㎡)	1階

5 運営の方針

- ・ご利用者の希望や思いを尊重したサービス提供に努めます。
- ・ご自宅において自立した日常生活が維持できるよう、残存機能を活用しながら自立支援に努めます。
- ・要介護のご利用者に対しては、心身機能の維持並びにご家族の負担軽減を図ることができるよう支援します。
- ・要支援のご利用者に対しては、心身機能の維持回復を図ることで、生活機能の維持又は向上を図ることができるよう支援します。
- ・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施します。

6 サービス内容

① (介護予防)短期入所生活介護計画の作成	介護支援専門員が作成するケアプランに基づき、ご利用に関する意向やサービス利用によって解決すべき課題を踏まえた上で、概ね4日以上継続して入所するご利用者について作成します。
② 食事	ご利用者の栄養や心身の状況を考慮した食事を提供します。対応可能な範囲で嗜好に考慮した食事を提供します。事前に申し出があった場合、衛生管理上可能な時間帯まで食事の取り置きをすることができます。 【食事時間】 朝食7:45～ 昼食11:45～ おやつ14:45～ 夕食17:45～
③ 入浴	原則、週2回入浴機会を提供します。ご利用者の身体状況に合わせて、適切な浴室を選択し対応します。 健康状態によっては、清拭等で代替します。
④ 介護	ご利用者の心身の状況を踏まえ、残存機能を活用しながら、日常生活を営むのに必要な以下の支援を行います。 食事介助・入浴介助・排泄介助・更衣介助・口腔ケア・移動介助・移乗介助・体位交換・相談等の精神的ケア・生活援助
⑤ レクリエーション	楽しみのある生活を送っていただくために、ご利用者の希望に沿い、以下の余暇活動を提供します。 音楽活動・創作活動・脳トレーニング(認知症予防)・季節ごとの行事活動・食事レクリエーション・外出レクリエーション・体操 等
⑥ 機能訓練	ご利用者が日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するために、心身の状況に応じて機能訓練を提供します。
⑦ 生活相談	ご利用者及びご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
⑧ 健康管理	看護職員が介護職員と連携を図りながら、ご利用中の健康状態の把握と管理を行います。
⑨ 理美容	ご希望があれば、理美容の出張サービスを受けることができます。 日程調整のため、担当職員にお早めにお申し付けください。 料金にご利用者負担となります。

7 サービス利用料金

(1) 介護保険給付対象（短期入所生活介護費）

	要介護度	単位数	利用料 (10割)	利用者 負担額 【1割】	利用者 負担額 【2割】	利用者 負担額 【3割】
介護予防 短期入所 生活介護費	要支援1	529単位	5,871円	588円	1,175円	1,762円
	要支援2	656単位	7,281円	729円	1,457円	2,185円
短期入所 生活介護費	要介護1	704単位	7,814円	782円	1,563円	2,345円
	要介護2	772単位	8,569円	857円	1,714円	2,571円
	要介護3	847単位	9,401円	941円	1,881円	2,821円
	要介護4	918単位	10,189円	1,019円	2,038円	3,057円
	要介護5	987単位	10,955円	1,096円	2,191円	3,287円

※利用料（10割）の金額は、東京都1級地（11.10）を乗じたもの

(2) 介護保険給付対象（加算等）

項目	単位数	利用料 (10割)	利用者 負担額 【1割】	利用者 負担額 【2割】	利用者 負担額 【3割】
機能訓練体制加算	12 単位	133 円	14 円	27 円	40 円
個別機能訓練加算	56 単位	621 円	63 円	125 円	187 円
看護体制加算Ⅰ（要介護のみ）	4 単位	44 円	5 円	9 円	14 円
夜勤職員配置加算Ⅱ（要介護のみ）	18 単位	199 円	20 円	40 円	60 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	66 円	7 円	14 円	20 円
送迎加算（片道）	184 単位	2,042 円	205 円	409 円	613 円
※介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 13.6% を加算 ※令和 6 年 6 月～追加				
※緊急短期入所受入加算	90 単位	999 円	100 円	200 円	300 円
※長期利用（31日～60日利用）減算（1日）	30 単位	333 円	34 円	67 円	100 円
※長期利用（61日以降）減算	1日の単位数：老人福祉施設の単位数に準ずる				
※夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の 97% で算定				
※定員超過・人員欠如減算	所定単位数の 70% で算定				
※ユニットリーダー配置無し等ユニットケアの体制未整備による減算	所定単位数の 97% で算定				

（利用料（10割）の金額は、東京都1級地（11.10）を乗じたもの）

(3) 食費・居住費

		利用者負担段階				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	朝食					400円
	昼食					700円
	間食					100円
	夕食					600円
	負担額 (1日あたり)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,800円
居住費:ユニット型個室 (1日あたり)		880円	880円	1,370円	1,370円	2,700円
合計		1,180円	1,480円	2,370円	2,670円	4,500円

※居住費・食費については、申請によって利用者負担が軽減される「負担限度額」制度があります。

第1段階	生活保護受給者/世帯全員住民税非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員住民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	世帯全員住民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	世帯全員住民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階	上記第1段階～第3段階以外の方 ※負担限度額なし

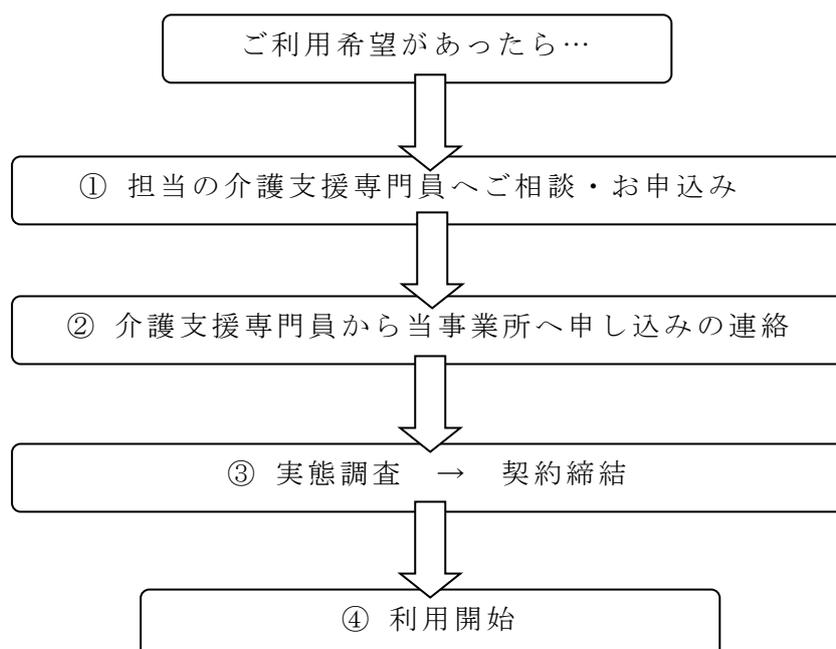
(4) その他

- ・理美容代金は、ご利用者負担となります。
- ・ご利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用は、ご利用者負担となります。
- ・ご利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用は、ご利用者負担となります。
- ・通常の送迎実施地域外へ送迎を行った場合、別途費用徴収することはありません。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- ① 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）へお申し込みください。
- ② 介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。
- ③ ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は当月の2ヶ月先までご予約頂けます(例：4月1日から6月分の受付が開始されます)。
なお、原則、契約締結前にご利用予定者の自宅（生活の場）にて実態調査を実施させていただきます。調査内容を踏まえての契約締結となります。
- ④ お申込みいただいた日程の利用開始となります。



一度契約締結したら、2回目以降のご利用開始までの流れは、①→②→④となります。ただし、前回ご利用から大幅な期間が空いている、ご利用者の状態に変化がある等については、再度実態調査をさせていただく場合がございます。

初回サービス利用時には、ご利用される方の健康状態を把握し適切な援助を行うため、かかりつけ医師の診療情報提供書又は介護認定に係る意見書をご提出いただきます。

(2) サービス利用契約の終了

ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合、(介護予防)短期入所生活介護のご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

(3) サービス利用契約の自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(4) サービスの利用中止

以下の場合には、利用途中でもサービスを中止することがあります。

- ・ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調不良を確認した場合
- ・他のご利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ・健康状態の悪化がみられた場合

(5) その他

以下の場合、当施設からご利用者に対して文書にて通知することにより、直ちに本契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・ご利用者が、当施設に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく 90 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合
- ・ご利用者又はそのご家族等が当施設や職員、又は他ご利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

9 サービス利用に当たっての留意事項

①金品等の持ち込み	<ul style="list-style-type: none">・多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いいたします。・原則、施設で貴重品、現金管理は行いません。
②外出等	<ul style="list-style-type: none">・外出等の際は、事前にご予定（欠食の可否含む）を担当職員へお知らせください。・外出等の際の付き添い、送迎はご家族でお願いします。
③喫煙	<ul style="list-style-type: none">・館内、原則禁煙となっております。たばこ、ライターのお持ち込みはご遠慮ください。
④飲酒（ノンアルコール飲料含む）	<ul style="list-style-type: none">・原則、アルコールのお持ち込みはお断りしております。・生活習慣により飲酒を好まれる場合等、事情がある場合については、ノンアルコール飲料のお持ち込みを推奨させていただきます。持参される場合は、その旨を担当職員にお伝えください。・持参されたノンアルコール飲料は職員管理とさせていただきます、飲用時に職員から提供させていただきます。
⑤危険物の持ち込み	<ul style="list-style-type: none">・刃物類（T字カミソリ含む）の危険物、火器のお持ち込みはご遠慮ください。
⑥飲食物の持ち込み	<ul style="list-style-type: none">・原則、賞味期限の記載がある物についてお持ち込みを許可しています。・生もの（刺身、果物等）は、10月～3月の期間中のお持ち込みを許可しています。期間外のお持ち込みは原則お断りしています（食中毒及び感染症予防）。・飲食物をお持ち込みされる際は、その旨を担当職員にお伝えください。
⑦持ち物の保管	<ul style="list-style-type: none">・ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません。
⑧禁止事項	<ul style="list-style-type: none">・担当職員が介入しても収まらない他ご利用者等に対する迷惑行為（喧嘩、口論、暴力行為等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・政治活動又は宗教活動 ・安全衛生面を害する行為 ・施設内の設備、備品等への故意的な破損行為
⑨緊急連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用期間中、予め申告のある緊急連絡先の方のご対応が難しい場合（例：旅行、出張 等）、<u>代替の方をご利用前にお知らせ</u>ください。
⑩受診時の付き添い	<ul style="list-style-type: none"> ・受診の付き添い、送迎は、原則ご家族でお願いします。
⑪緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の病状の急変等が生じた場合は、ご家族（緊急連絡先）へ可能な限り速やかに連絡するとともにかかりつけの医療機関（主治医）等に連絡をとる等必要な措置を講じます。 ・急を要する状態だがご家族（緊急連絡先）へ連絡が繋がらない場合、ご連絡がつく前に救急搬送の判断、対応をとらせていただく場合があります。 ・救急搬送の際、ご家族（緊急連絡先の方）の駆けつけが可能な場合は、ご家族に付き添いをお願いします。
<p>*お持ち込みの持ち物には、<u>必ず記名を</u>お願いします。原則、お持ち込みの持ち物は退所時にお持ち帰りいただけるように準備させていただきますが、記名が無い場合はご返却することができない場合もあり得ることをご了承ください。</p>	

1 0 秘密保持

- (1) 当施設及び当施設職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、ご利用者との契約終了後と職員の雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) ご利用者及びそのご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者及びご家族の個人情報を提供いたしません。

1 1 賠償責任

当施設が提供するサービスにおいて、施設の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。

1 2 非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

1 3 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員：
- 受付時間 午前9時～午後6時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

葛飾区介護保険課	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 区役所 電話：03-3695-1111（代表） 福祉サービス苦情調整 福祉管理課企画係 電話：03-5654-8243（直通）
東京都国民健康保険 団体連合会	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 苦情相談窓口専用 午前9時～午後5時（土日祝除く） 電話：03-6238-0177

【 説明確認欄 】

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

介護予防短期入所・短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 東京都葛飾区宝町1丁目2番地9号
事業者名 社会福祉法人アストリー アンブル宝町ショートステイ
代表者名 施設管理者 皆川 理恵 ㊞
説明者名 生活相談員 _____ ㊞

私は、契約書および本書面により、施設からアンブル宝町ショートステイ（介護予防短期入所・短期入所生活介護）についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ ㊞
契約者の家族 住所 _____
または代理人 氏名 _____ ㊞
(利用者本人との関係)